

### 【意見】

農家には多種多様な機械があります。作業内容や作業者人数によってはボランティア活動でも機械を使用してしまう場合もあります。傷害のみ加入で物損事故は例外の保険に私は自腹を切らされてしまいました。道路清掃や通学路の除雪など物損事故になってしまう作業に協力を継続するにはとても不安です。どこの保険会社でどんな契約内容かも知りたいです。オールマイティな保険に加入できないでしょうか。

男性60代：市内在住

### 【回答】

道路清掃や通学路の除雪など、地域の自治会活動に対し、本市が加入している保険は、「全国市長会」の市民総合賠償保険になります。当該保険は、賠償責任保険と補償保険の2種類で構成されていますが、賠償責任保険は市に法律上の賠償責任が生じる案件を対象としており、今回、ご質問のあった件は、もうひとつの補償保険に該当する案件と思われます。

補償保険は、①市が主催、共催する行事等に参加する住民等第三者②市の管理下で社会奉仕活動（ボランティア活動）を行う団体または住民個人が、急激かつ偶発的な外来の事故により被災した場合に市が支払う補償金になります。補償内容としますと、「死亡・後遺障害補償保険」、「入院保障保険」、「通院補償保険」であり、機械などを使用しての物損事故等が発生した場合に、その損害額を補償するような仕組みのものではありません。

ご質問は、道路清掃など勤労奉仕に対するオールマイティな保険加入ということですが、以上のような現状であり、必ずしもご期待に沿うようなものではありません。ただ、行事等によっては、実施主体の判断により、個別の保険に加入している場合もございますので、詳細は個々の案件ごとに確認が必要と思います。

担当：総務部総務課行政係